

# 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名 愛媛県

農業委員会名 伊予市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和3年3月31日)

### 1 農家農地の概要

	農家戸数(戸)
総農家数	1,985
自給的農家数	673
販売農家数	1,312
主業農家数	208
準主業農家数	166
副業的農家数	976

※農林業センサスに基づいて記入。

	農業者人数
農業就業者	2,866
女性	1,344
40代以下	373

※農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	172
基本構想水準到達者	41
認定新規就農者	16
農業参入法人	0
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位：ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	985	1,520	—	—	—	2,510
経営耕地面積	602	771	195	576	0	1,373
遊休農地面積	7	17	14	3	—	24
農地台帳面積	1,115	3,777	2,394	1,383	0	4,892

※1 耕地面積は、耕地及び作付面性統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者数								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準じる者	—	—
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	3

現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		2,510 h a	554 h a
課 題	<p>本市では中山間地域の貸付事例は少なく、平坦地の旧伊予市分の水田が利用権設定事業のほとんどを占めている。</p> <p>しかし、認定農業者等担い手への集積も飽和状態となっており、借り手が不足している状況が続いている。</p> <p>今後は、新規就農者の確保や集落営農組織化の推進と併せて、農地中間管理機構制度を活用し、農地の集約化に繋がるよう推進を図る必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用修正されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,044 h a (うち新規集積面積 490 h a) 目標設定の考え方:「伊予市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想」に基づく
活動計画	4月・10月 利用集積の受付、広報によるお知らせ等周知活動 随時 農業委員及び農地利用最適化推進委員を通じて、地域担い手への農地利用集積の推進活動 随時 地域ごとでの新規就農者の掘り起こしや営農組織化推進活動

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	8 経営体	8 経営体	8 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	5.1 h a	4.3 h a	3.3 h a
課 題	<p>農業従事者の高齢化と農作物の価格低迷が相まって、経営改善が望めない農業者が増加しているが、平地の水田地域では米麦を中心とした土地利用型農業を主とした兼業農家が多くを占め、生産条件の有利な農地は既に担い手へ集約されており、新規就農者への農地斡旋が厳しい状況にあるため、ニーズに即した農地情報の収集・提供が課題である。</p> <p>また、中山間地域においては鳥獣被害の防止を行いながら、生産性の高い樹園地経営等が行えるよう農地利用意向調査結果を有効に活用した情報提供が必要であるが、条件不利地から放棄地が増加し、条件有利地は既存の農業者が引き続き耕作を行う傾向があるため、いかに新規参入者へ耕作条件の有利な農地情報を提供するかが課題である。</p>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利異動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	1.0 h a
活動計画	<p>4月・10月 利用集積の受付、広報によるお知らせ等周知活動 随時 農業委員及び農地利用最適化推進委員を通じて、地域担い手への農地利用集積の推進活動 随時 地域ごとでの新規就農者の掘り起こしや営農組織化推進活動 (参入目標数は伊予市基本計画に合わせて参入目標数を設定)</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,534 h a	遊休農地面積(B) 24 h a	割合(B/A×100) 0.95%
課 題	高齢化・後継者不足から、遊休農地が増加傾向にあるが、条件不利地から放棄地が増加する傾向にあるため、人・農地プラン作成、農地中間管理事業の利用促進を図るが地域ごとで進捗に差があり、利用が進まない地域があることが課題である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 12.0 h a 地域ごとで農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地保全管理等の指導を実施し、担い手への集積を促進すると共に「人・農地プラン」未作成地域においてはプラン策定を推進し、集落を単位とした農地利用率の向上に努める。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		43人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	総会開催後、農業委員及び農地利用最適化推進委員へ利用状況調査の詳細について説明を行い、担当区域の農地が確認できる図面と一覧表を全委員へ配布し、これを元に現地調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	12月～1月	
その他	随時 農地法に伴う申請ごとに現地確認を実施し、農地保全管理等の指導を実施する。			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地面積の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない。
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,510 h a	違反転用面積(B) 21 h a
課 題	山間地域や周辺部農地は、農地パトロール等の監視の目が届きにくいことから発見が遅れがちとなる場合が多い。	

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	違反転用の未然防止のため、農業委員会だより等を通じた転用許可制度の周知・啓発活動及び相談活動を積極的に実施する。 また、事案の発見・掌握については、農地パトロール等、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員の日常活動はもとより、一般市民からの通報や関係機関からの通知も利用する。 なお、違反転用を発見した場合は、現地調査を行い、関係部局や愛媛県との連携を図りながら違反転用者に事情聴取、工事その他の行為の停止、原状回復、または可能なものについては追認許可申請を指導し、再発防止を厳しく指導する。 既に違反が確認され是正がなされていない案件については、関係部局と連携し、継続した指導の実施により早期解決を図る。
---------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入